

# 利用料金表（介護給付）

令和3年4月1日 改定

## 1. 単独型短期入所生活介護費 （1日につき）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室 (サービスコード)	638 単位 (21-1111)	707 単位 (21-1121)	778 単位 (21-1131)	847 単位 (21-1141)	916 単位 (21-1151)
多床室 (サービスコード)	638 単位 (21-1115)	707 単位 (21-1125)	778 単位 (21-1135)	847 単位 (21-1145)	916 単位 (21-1155)

## 2. 加算(該当する利用者様のみ対象) （1回につき）

送迎加算 (サービスコード)	送迎を行う場合、片道につき加算。	184 単位 (21-9200)
-------------------	------------------	---------------------

## 3. 加算(全ての利用者様が対象) （1月につき）

処遇改善加算Ⅱ (サービスコード)	ひと月の所定単位数にサービス別加算率（60/1000）を乗じて算出した単位数を加算。	単位 (21-6107)
----------------------	--	-----------------

## 4. 地域区分・地区別単価

地域区分	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている区分。事業所の所在する地域（下野市）は6級地に該当します。	6 級地
地区別単価	「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に規定されている単価。6級地での短期入所生活介護の単価は1単位あたり10.33円となります。	10.33 円

## 5. 食費と滞在費 （1日につき）

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,700 円
滞在費 (従来型個室)	320 円	420 円	820 円	1,500 円
滞在費 (多床室)	0 円	370 円	370 円	840 円

- ※ 食費は一食ごとに計算します(内訳：朝400円/昼700円/夕600円)。昼食費には、おやつ代を含みます。  
 ※ 食費や滞在費は自己負担となりますが、一定の要件を満たす場合、その所得に応じて負担の限度額が設定され、自己負担を軽減することができます。市区町村に申請をし、負担限度額認定認定を受ける必要がありますので、認定証が交付されたら、コピーを必ず提出してください。

## 6. その他、自己負担となる費用

おやつ代	昼食を召し上げらず、おやつを召し上がった場合。	100 円/食
理髪代 (髭剃り無し)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,000 円/回
理髪代 (髭剃り有り)	ご本人またはご家族より希望があった場合、事業所から訪問理容店に依頼します。	2,500 円/回
電気代	持ち込みの医療機器等を使用された場合。	50 円/日
実施地域外 送迎時交通費	実施地域外の方で、事業所が送迎を行う場合。	10 円/km